

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年7月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600114号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年8月、平成22年7月、同年12月及び平成23年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表1のとおり訂正することが必要である。
平成21年8月、平成22年7月、同年12月及び平成23年12月の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成21年8月、平成22年7月、同年12月及び平成23年12月の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成21年8月、平成22年7月、同年12月及び平成23年12月の標準賞与額を別表2のとおり訂正することが必要である。
平成21年8月、平成22年7月、同年12月及び平成23年12月の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成21年8月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年12月
⑤ 平成25年8月
⑥ 平成25年12月

請求期間①から⑥までの各期間にA社から賞与が支給されたが、年金記録を見ると当該賞与が記録されていない。

それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③及び④について、請求者及び同僚から提出された賞与に係る支払明細書(以下「賞与明細書」という。)及び預金通帳により、請求者は、当該各期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、また、賞与支払年月日については、前述の預金通帳の取引記録から、それぞれ別表 1 のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の当該各期間に係る届出及び保険料納付についての回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②、③及び④について、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、別表 2 のとおりとすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、請求者は賞与明細書等を保管しておらず、事業主からは、請求者の当該各期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について回答が得られない。

また、請求期間⑤及び⑥について、請求者の当時の住所地である B 市の担当者は、当該各期間に係る平成 25 年分の給与支給額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限の経過のため保管していない旨回答している上、請求者が A 社の給与及び賞与の振込先とする C 銀行の担当者は、平成 25 年当時の取引明細書は保存期限が経過しているため確認できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間⑤及び⑥に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤及び⑥において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表 1 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
①	平成 21 年 8 月 5 日	15 万 3,000 円
②	平成 22 年 7 月 28 日	15 万円
③	平成 22 年 12 月 21 日	14 万 6,000 円
④	平成 23 年 12 月 20 日	14 万 3,000 円

別表 2 【厚生年金保険法（75 条本文）による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
①	平成 21 年 8 月 5 日	16 万円
②	平成 22 年 7 月 28 日	16 万円
③	平成 22 年 12 月 21 日	16 万円
④	平成 23 年 12 月 20 日	16 万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600129号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600032号

第1 結論

請求者のA社における令和5年8月10日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

令和5年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年8月10日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録によると、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和5年8月度賞与台帳、請求者に係る令和5年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び預金通帳並びにB市から提出された請求者に係る令和6年度市民税・県民税課税額証明書により、請求者は、請求期間において同社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600130 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600031 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 5 年 3 月 24 日の標準賞与額を 13 万円に訂正することが必要である。

令和 5 年 3 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 5 年 3 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 3 月 24 日

厚生年金保険の記録によると、A 社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された、請求者に係る賞与支給・控除一覧表、令和 5 年度分賃金台帳、令和 5 年分給与所得に対する源泉徴収簿及び預金通帳並びに B 市から提出された請求者に係る市民税・県民税等(回答)により、請求者は、請求期間において同社から 13 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600131号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600033号

第1 結論

請求者のA社における令和5年8月10日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

令和5年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年8月10日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録によると、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和5年8月度賞与台帳、請求者に係る令和5年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び預金通帳並びにB市から提出された請求者に係る令和6年度市民税・県民税課税額証明書により、請求者は、請求期間において同社から30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。